

令和元年度答申第30号  
令和元年8月5日

諮問番号 令和元年度諮問第23号（令和元年6月25日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、叔父のP（以下「叔父P」という。）は軍人として外地で戦死したところ、審査請求人は叔父Pと生活を共にしていたと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Pと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭

和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている(特別弔慰金支給法2条1項)。そして、遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とすると規定している。

- (2) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(1)の「これらの者以外の三親等内の親族」(以下単に「三親等内の親族」という。)は、先順位者である配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいない場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」(軍人たることによる勤務がなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。)であるときに限り、戦没者等の遺族とみなすと規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和16年a月b日、C地において父のQ(以下「実父Q」という。))とその妻のRとの間に長女として出生した。

審査請求人は、昭和16年6月5日、S(以下「養母S」という。))と養子縁組をした。養母Sは、実父Qの兄であるT(以下「伯父T」という。))の妻である。

(除籍謄本(戸主:Q)、戸籍全部事項証明書、除籍謄本(戸主:S)、除籍謄本(戸主:U))

- (2) 実父Qの弟である叔父Pは、昭和16年10月26日、臨時召集により歩兵第11連隊補充隊に応召した。

(陸軍兵籍簿、軍隊手帳)

- (3) 叔父Pは、昭和17年9月2日、B地において戦死した。

(陸軍兵籍簿、軍隊手帳、除籍謄本(戸主:P))

- (4) 審査請求人は、昭和24年9月27日、V及びその妻のW(以下「養母W」という。))と養子縁組をした。

養母Wは、伯父Tと実父Qの妹で、叔父Pの姉である(いずれも、父はU、母はYであり、伯父Tが長男、実父Qが二男、養母Wが三女、叔父Pが三男である。))。

(除籍謄本(戸主:W)、改製原戸籍(筆頭者:W)、除籍謄本(戸主:U))

- (5) 養母Wは、叔父Pに係る特別弔慰金(第8回)の可決裁定を受けた。

なお、養母Wは、平成24年9月3日に死亡した。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(平成27年8月14日付け)、除籍全部事項証明書)

- (6) 審査請求人は、平成27年8月14日付けで、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金(第10回)の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(平成27年8月14日付け))

- (7) 処分庁は、平成28年11月2日付けで、審査請求人に対し、「請求者X様は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する戦没者の遺族に該当しないため、特別弔慰金を受ける権利を有しません」との理由を付して、本件請求を却下する処分(以下「先行却下処分」という。)をした。

審査請求人は、平成29年1月27日、審査庁に対し、先行却下処分を不服として審査請求(以下「先行審査請求」という。)をした。

審査庁は、平成30年1月10日、当審査会に対し、先行審査請求は棄却すべきであるとして諮問をしたが、当審査会は、同年2月20日、上記の理由は「理由の提示として不十分というほかはなく、行政手続法8条1項ただし書の要件にも当たらない場合であるから」、先行「審査請求においては、審査請求人に対する手続保障の観点から、本件請求が特別弔慰金を受けるための要件を具備しているか否かの判断を行うことなく、上記の手続上の違法を理由として」、先行「却下処分を取り消すべきである。」として、先行審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は妥当とはいえないとの答申をした。

審査庁は、上記答申を受けて、平成30年3月13日、先行却下処分を取り消すとの裁決をし、処分庁は、同月22日付けで、審査請求人に対し、先行却下処分を取り消し、本件請求を再審査するとの通知をした。

(却下通知書(平成28年11月2日付け)、審査請求書(平成29年1月19日付け)、答申書、裁決書、却下取消通知書、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の却下裁定の取消と再審査について)

- (8) 処分庁は、平成30年8月3日付けで、審査請求人に対し、「死亡した者「P」様に係る、請求者「X」様(死亡した者の姪(三親等内))からの特

別弔慰金の請求について審査したところ、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第2条の2第3項の規定による「死亡した者の死亡の日まで引き続き一年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」と認められませんでしたので、請求者「X」様は特別弔慰金を受ける権利を有しておりません。」との理由を付して、再び本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書（平成30年8月3日付け））

(9) 審査請求人は、平成30年8月27日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(10) 審査庁は、令和元年6月25日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

叔父Pとの1年以上の生計関係が認められない点に不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人は、戸籍謄本や土地登記簿謄本から、L家は昭和2年に家屋敷を売却したこと、叔父Pが家督相続したM家は既に家屋敷がなかったこと、N家は借地で家屋敷を売却することができなかったことが読み取れるとして、審査請求人はN家の本籍地で叔父P及び養母Sと生活を共にしていたと主張している。

しかし、叔父Pが家督相続したM家の家屋敷が既に他人名義になっていたことは、叔父PがM家の本籍地に住んでいなかった可能性を示すにとどまり、その出征前にN家の本籍地で生活していたことを裏付ける資料とはならない。

他方、審査請求人が提出した叔父Pの軍隊手帳によれば、叔父Pの召集解除や臨時召集の日付は確認ができるものの、その間、叔父Pが実家に帰っていたことを示す情報はない。また、軍隊手帳には、叔父Pの本籍地はD地と記載され、住所は「本籍地」欄の記載と同じであることを示す「右ニ同ジ」の記載が二重線で消され、E地と記載されている。この点について、審査請求人は、本籍地と住所が同じとされていたのは事実誤認であり、E地は召集先の住所であると反論しているが、その裏付けとなる資料の提示がないため、上記E地の住所が召集当時における叔父Pの居住地であった可能性は排除することができな

い。いずれにしても、叔父Pの死亡の日まで引き続く1年間の叔父Pや審査請求人の居住地について、これを客観的に明らかにする資料が提出されておらず、審査庁や処分庁においても確認することができないため、その特定が困難である。

- 2 審査請求人は、引揚者名簿に記載された年齢と在留年数を数え年で数えれば、審査請求人がF地に渡航した時期は昭和18年6月30日になるとして、審査請求人はその出生（昭和16年a月b日）から叔父Pの戦死（昭和17年9月2日）まで引き続く1年4か月の間、叔父Pと生計を共にしていたと主張している。

しかし、在留年数についても年齢と同じ数え方をすることには法律上の根拠がないほか、審査請求人の主張によれば、Zの在留年数は1年となるべきところ、0年と記載されているから、審査請求人の主張をそのまま採用することは困難である。

また、養母Wが引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）に基づき特別交付金の請求をした際に提出した「引揚者の外地における居住の状況・引揚げの状況等に関する申立書」には、審査請求人は昭和16年6月30日にG港を出港したとの記載があり、審査請求人が主張している上記F地への渡航時期（昭和18年6月30日）と整合していない。

いずれにしても、審査請求人がF地に渡航した日付について、これを特定するに足る資料が提出されておらず、審査庁や処分庁においても確認することができないため、その特定が困難である。

- 3 以上によれば、本件に現れた資料によって、審査請求人と叔父Pとの間に生計関係があったかどうか、仮に、生計関係があったとしても、叔父Pの死亡の日まで引き続く1年以上の生計関係があったかどうかを確認することができない。また、審査請求人は叔父Pの死亡当時1歳であり、事情を承知していると考えられる養母W等も既に死亡している本件においては、これ以上事実を明らかにすることは困難である。したがって、審査請求人と叔父Pとの間に1年以上の生計関係があったと認めることはできない。

なお、審査請求人は、上記の点以外にも様々な主張をしているが、その主張が変遷してきていることからしても、現存する資料を基にした可能性について述べているものであって、その裏付けとなる決定的な資料を欠いた主張といわざるを得ず、上記判断を左右するものではない。

したがって、本件却下処分は適正であると考えられる。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、審査請求人が、叔父Pの死亡の日（昭和17年9月2日）まで引き続く1年以上、叔父Pによって生計を維持し、又は叔父Pと生計を共にしていたか（叔父Pの軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる場合も含む。）、すなわち、審査請求人が叔父Pと同一の生計関係を有していたかが問題となっている。

(2) 審査請求人は、出生した時からF地に渡航するまでの間、審査請求人の出生地である実父Qの本籍地（C地。以下「N家の本籍地」という。）で、叔父P及び養母Sと生活を共にしていたと主張している。

審査請求人は、昭和16年a月b日にN家の本籍地で出生し、同年6月5日に養母Sと養子縁組をしている（上記第1の2の(1)）から、戸籍の記載からは、審査請求人は、F地に渡航するまでの間は、養母Sと生活を共にしていたと一般的には考えられる。

そこで、まず、養母SがN家の本籍地で生活していたかについて検討すると、審査請求人は、戸籍謄本、土地台帳及び閉鎖された地図に準ずる図面の写しを提出し、これらの資料から、L家は昭和2年に家屋敷を売却したこと、叔父Pが家督相続したM家は既に家屋敷がなかったこと、N家は借地で家屋敷を売却することができなかったことが読み取れるとして、養母SはN家の本籍地で生活していたと主張するが、そもそも土地建物の所有関係と利用関係（居住関係）は必ずしも一致するものではないし、審査請求人が読み取れるとする上記事実があったとしても、そのことから直ちに養母SがN家の本籍地で生活していたことが裏付けられるというわけではない。

次に、叔父PがN家の本籍地で生活していたかについて検討すると、叔父Pは、昭和16年10月26日に臨時召集により応召している（上記第1の2の(2)）から、叔父Pが臨時召集前からN家の本籍地で生活していたというのであれば、軍隊手帳の「住所」欄にはN家の本籍地である「C地」との記載がされ、陸軍兵籍簿の「留守担当（注：旧字体）者ノ住所氏名」欄にはN家の本籍地で生活していたと審査請求人が主張する養母Sの住所氏名の記載がされているのが自然である。しかし、軍隊手帳の「住所」欄には「E地」

と記載され、陸軍兵籍簿の「留守担当（注：旧字体）者ノ住所氏名」欄には「H地 兄 Q」と記載されている。また、軍隊手帳の「出身前履歴」欄には「高等小學卒業後印刷職工トナリ入営時ニ至ル」と記載されているが、叔父Pが、印刷職工に従事していた当時、どこに居住していたかについての記載はない。

また、審査請求人は、叔父Pと生計が同一であった理由として、叔父Pは「以前から働いて生家であるL家を支えていて、T（注：L家の長男）戦死後は一家の柱として生計を担っていた。出兵後は給料からの仕送りをしていった。」と主張している（第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求補充書）が、叔父Pが、臨時召集前からL家や養母Sに対し、給与等の送金をしていたことを示す資料は提出されていない。

さらに、審査請求人は、F地に渡航した時期は昭和18年6月30日であると主張するが、養母Wが引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律に基づき特別交付金の請求をした際に提出した「引揚者の外地における居住の状況・引揚げの状況等に関する申立書」には、審査請求人は昭和16年6月30日にG港を出港したとの記載がある上、審査請求人のF地からの引揚げに関する記録であるという引揚者名簿（昭和22年7月10日I港上陸）には、審査請求人の在留期間は「5年」と記載されているから、審査請求人が主張するように、上記出航日のうち、「6月30日」の部分は正しい記載であるとする、F地への渡航時期は昭和17年6月30日となり、その渡航時期を特定することができない。そして、F地への渡航時期が昭和16年6月30日又は昭和17年6月30日であるとする、仮に、審査請求人が叔父Pと同一の生計関係を有していたとしても、その生計関係は、叔父Pの死亡の日（昭和17年9月2日）より前に終了していたことになる。

そうすると、N家の本籍地で叔父Pと1年以上の生計関係があったという審査請求人の主張については、審査請求人と叔父PがN家の本籍地で生活していたこと、審査請求人と叔父Pの生計が同一であったこと、そして、仮に、生計が同一であったとして、その生計関係が叔父Pの死亡の日まで継続していたことのいずれの事実も確認することができないといわざるを得ない。

なお、審査請求人は、先行審査請求においては、L家の本籍地で叔父Pと1年以上の生計関係があったと主張していたので、この点についても検討してみたが、本件に現れた資料を精査しても、その主張に係る事実を確認することはできない。

したがって、審査請求人が、叔父Pの死亡の日まで引き続く1年以上、叔父Pと同一の生計関係を有していたとは認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公
					美

(注) L(家)はS、T、U及びYの氏であり、M(家)はP、V及びWの氏であり、N(家)はQ及びRの氏である。